

地域安全活動推進要領の制定について(例規通達)

(平成16年12月21日)
(栃生企第25号、栃地第7号、栃務第25号、栃刑総第25号、栃交企第26号、
栃備一第22号栃木県警察本部長通達)

地域安全活動については、平成6年1月21日付け栃生企第1号他「地域安全活動の推進について(例規通達)」により、その推進に努めてきたところであるが、現下の喫緊の課題である治安の回復には、地域住民による自主防犯活動の一層の活性化が不可欠となっている。このため、地域安全活動の効果的な活動を推進するための要領を別添のとおり定めたので各所属にあっては、今後、犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化を重点とした地域安全活動を推進されたい。

なお、「地域安全活動の推進について」(平成6年1月21日付け栃防第1号他例規通達)は廃止する。

別添

地域安全活動推進要領

第1 地域安全活動の基本的考え方

安全で住みよい地域社会を実現するためには、県民生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害(以下「犯罪等」という。)の被害を未然に防止する活動が重要であり、この活動を推進するに当たっては、地域住民・警察・自治体の連携と警察活動の強化が不可欠である。

1 地域住民による自主的な取組み

依然として高い水準にある刑法犯の認知件数や多発する街頭犯罪・侵入犯罪、来日外国人犯罪など、県民が犯罪被害の不安をより身近に感じる状況にあることを受け、防犯ボランティア団体の結成等により自らの手で身近な犯罪を抑止しようとする気運が高まりつつある。

警察にとって、地域社会がかつて有していた犯罪の抑止機能の低下が、現在の治安悪化の一因であるとの指摘がなされる中、地域住民による自主的な防犯活動の活性化は、重要な課題となっている。

2 地域住民の活動に対する支援等

安全で安心できる地域社会とは、犯罪等の被害に遭うのではないかという不安を誰もが身近に感じることなく生活できる社会である。

警察は、地域における犯罪等の防止を図る責務を有しているが、その効果を挙げるためには、幅広い地域住民が自主防犯活動に積極的に取り組むことが不可欠であり、自主防犯活動に当たる地域住民を支援し、その活性化を図ることは、警察にとって重要な課題である。

第2 地域安全活動の推進

1 「「犯罪に強い地域社会」再生プラン」に沿った施策の推進

警察では、これまで地域における犯罪等の発生を防止し、地域住民の安全を守るために地域安全活動の的確な推進に努めてきたところであり、警察庁が平成15年8月に策定した「緊急治安対策プログラム」においても、地方公共団体、ボランティア等との連携による街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進が規定されているところである。

こうした動向を踏まえ、自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示した別紙の「「犯罪に強い地域社会」再生プラン」に沿った自主防犯活動の活性化のための施策を推進すること。

2 自主防犯活動の活性化のための警察の取組み

(1) 自主防犯活動に対する警察の支援

ア 適切な情報の提供

効果的な自主防犯活動が行われるためには、警察から、地域住民にとって身近な犯

罪等の発生状況や犯罪類型別の被害防止方法等地域の安全確保に必要な情報(以下「地域安全情報」という。)が提供されることが基礎となることから、地域住民が自主防犯活動に取り組み、一層活動を充実させる契機となるような適切な地域安全情報の提供を推進すること。

その際、受け手である地域住民の立場に立った情報提供を基本として、インターネット、携帯電話等のITを活用した新たな媒体と、ミニ広報誌、新聞折込チラシ、口頭による広報等従来からの手法とを併せて活用するなど、効果的な情報提供の仕組みづくりに努めること。

イ 防犯講習・防犯訓練等の実施

自主防犯活動として取り組まれている活動のうち参考となるものの例、地域住民が防犯パトロールを実施する際の留意事項、防犯ブザー等防犯用装備資機材の効果的な使用方法等、地域住民が自主防犯活動に取り組むに当たり必要となる知識及び技能の向上を図るために防犯講習や防犯訓練を積極的に実施すること。

あわせて、自主防犯活動を行う団体との合同パトロールの実施など、実際の活動を通じた自主防犯活動のノウハウの伝授にも取り組み、顔の見える支援に努めること。また、地域における安全と安心の確保のためには、地域住民一人一人の防犯意識の高揚と自らの安全を守るための防犯対策が前提となることから、侵入手口を踏まえた防犯対策の普及のため、防犯設備士等の専門家の参加を得、犯罪類型、対象者等に応じたより効果的な方法を選んで防犯教室を開催するなど、参加・体験・実践型の防犯学習の機会を確保するよう努めること。

ウ 自主防犯活動を行う団体等に対する活動経費の支援

自主防犯活動は、町内会・自治会等の地縁に基づく団体、商店街、PTA、特定非営利活動団体、学生のボランティア団体等様々な団体・組織により行われているが、これらの団体・組織は経済的基盤が脆弱であることも多く、自主防犯活動を継続的かつ恒常的なものとするためには財政面の支援の充実が不可欠であることから、被服、防犯用装備資機材の整備やボランティア保険の加入に要する費用等自主防犯活動に要する経費の支援に努めること。

エ 「子ども110番の家」等既存の防犯ボランティアとの連携の確保

地域において「子ども110番の家」等として活動している個人、商店等や職域防犯団体等の団体など既存の防犯ボランティアに対しても、引き続きアからウまでに掲げるところを踏まえた支援の充実に努めるとともに、必要に応じて地域における自主防犯活動への参加を促すなど、自主防犯活動を行う各主体間の連携の確保がなされるよう調整に努めること。

(2) 地域安全安心ステーションの整備の促進

自主防犯活動を継続的かつ恒常的なものとするためには、自主防犯活動のための拠点を確保し、これを中心とした活動を実施することが特に有効であることから、再生プランにおいては自主防犯活動の拠点となる「地域安全安心ステーション」の整備を促進することとしたものである。

本促進に当たっては、公民館、消防団拠点等の公的施設、空き家、空き店舗等既存の施設を活用するほか、利用可能な交番・駐在所のコミュニティルームを活用するなどにより、地域住民、地域の防犯ボランティア団体が管理、運営する地域安全安心ステーションの整備に協力するとともに、自主防犯活動が幅広く行われるための拠点となるよう、上記(1)に定めるもののほか、情報の集約、発信等のためのパソコン、インターネット環境の整備や、警察官(特に地域安全安心ステーションを所管区内に有する交番、駐在所の地域警察官)による定期的な立ち寄り等による住民と警察との親和の確保に努めること。

(3) 地方公共団体や消防との連携

自主防犯活動に対する支援は、警察のみならず、県や市町村、消防と連携・協力しつつ、それぞれが役割を果たしていくことが必要である。

自主防犯活動が継続的に推進されるようにするために、自主防犯活動の支援に係る事業費、防犯協会その他の防犯活動を行う団体に対する補助金及び防犯灯の設置等に要する経費の予算措置が講じられるようにするほか、防犯意識の高揚や防犯まちづくりなどに条例の制定等を提案するなど、警察のみならず県や市町村との連携態勢の構築に取り組むこと。また、消防は、地域における災害予防等の活動を行っており、中でも地域に根ざした活動を行う消防団については、その活動の過程において防犯活動への協力を求め

ことが可能であり、警察と消防団との間で協定を取り交わすなどの例もみられるところであるので、更に積極的な連携・協力に取り組むこと。

なお、消防の任務等については消防組織法(昭和22年法律第226号)により定められており、消防との連携に当たっては法令上一定の制約があることを認識するとともに、ボランティアとしての協力等幅広い観点からの連携方策を検討するものとする。

(4) 地区防犯協会との連携

地区防犯協会は、これまで自ら自主防犯活動の中核となって活動に当たってきたところであるが、最近の自主防犯活動においては地区防犯協会以外の防犯ボランティア団体が行っているものも目立つようになっている現状を踏まえ、地区防犯協会の果たすべき役割及び活動への支援を検討すること。この場合においては、防犯連絡所、防犯指導員、地区防犯協会等防犯協会の各段階を構成する組織やスタッフと防犯ボランティアとの連携の促進及び地区防犯協会の行う活動の活性化を図るため、警察から適切な助言、指導を行うこと。また、地区防犯協会から、活発な活動を実施している防犯ボランティア団体に対して被服等の資機材や活動経費の支援が行われている例があることに鑑み、地区防犯協会に対する助成等の適切な措置が講じられるよう配意すること。

(5) 生活安全産業関係者等との連携

警備業、防犯設備関連業、錠取扱業等日常の生活における防犯システムを構成する生活安全産業を営むものに対して、業種の特性をいかし、自主防犯活動への参加と支援を行うよう要請するとともに、防犯講習や防犯訓練、防犯相談、安全・安心まちづくりなどの幅広い活動に際し、生活安全産業に携わる専門家の協力が確保できるよう連携態勢の構築に努めるものとする。また、地域の企業に対しては、企業内防犯責任者を選任するよう要請し、これとの連携にも努めるものとする。

3 推進上の留意点

(1) 犯罪等実態の的確な把握と分析

地域住民が真に必要とする地域安全情報を提供するため、生活安全・地域警察部門においては、刑事部門、交通部門等との緊密な連携の下に、犯罪等実態の的確な把握と分析に努めること。また、迅速な情報提供を可能とするためのシステム整備に努めること。

情報の収集、分析に当たっては、地域住民の要望に適合した情報提供を可能とするため、小学校区や町丁目(町会)単位など警察署の管轄区域よりも小さく地域住民にとって身近で地縁のある範囲を単位とするよう努めるものとする。

特に、地域住民が身近に不安を感じるような犯罪が発生した場合には、刑事部門との緊密な連携の下に、防犯対策上必要な資料を収集するため犯罪現場臨場に努め、適時適切な防犯指導を行うものとする。

(2) 自主防犯活動の実態把握

地域における自主防犯活動実態の把握と住民の要望に即した支援の実施地域において、どのような自主防犯活動が行われているかを把握することは、自主防犯活動に対する支援の充実、強化に当たって必須の前提であるから、各警察署においては、それぞれの警察署の管内で自主防犯活動を行っている団体・組織の把握に努めること。また、自主防犯活動への支援は、地域の特性、地域住民の要望などに即したものとなることが必要であり、防犯講習会等の会合を開催する場合には休日、夜間等に時間を設定することを考慮するなど、地域住民の立場に立った支援の実施に努めること。

なお、実態の把握及び支援の実施に当たっては、いやしくもプライバシー等個人の権利侵害にわたったり、地域住民の自主性を損うものとなったりすることのないよう留意すること。

4 警察の組織、運営の強化

(1) 自主防犯活動の支援に当たる担当者の指定等

警察署、警察本部の生活安全部門に、自主防犯活動を行う団体との連絡や指導、自主防犯活動を行う団体間の活動の調整、地域の安全と安心に関する住民の要望の把握等を行うとともに、地域住民への情報提供、合同パトロール、防犯講習・防犯訓練の実施等現場において自主防犯活動の支援に当たる自主防犯活動支援担当者を指定し、自主防犯活動に取り組む地域住民に対するきめ細かな支援を実施すること。

特に、警察署における自主防犯活動支援担当者は、交番、駐在所の地域警察官と協力しつつ、地域住民と一緒に活動に当たるよう努めるものとする。

(2) 表彰の実施

自主防犯活動に関する表彰を積極的に実施する。この場合においては、自主防犯活動の支援に功労のあった生活安全部門や地域部門を始めとする地域安全活動に従事する警察職員のみならず、自主防犯活動を行っている地域住民や防犯ボランティア、地区防犯協会職員、防犯指導員等の個人又は団体の積極的な賞揚に努めること。

第3 自治体への働きかけ

自治体に対し、地域安全活動の重要性について理解を得るよう努めるとともに、地域安全活動に係る事業費等に関する予算の確保、生活安全条例の制定などを働きかけること。